○九州地方整備局告示第四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十五日　九州地方整備局長　岡本　博

一　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　三号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鳥栖市姫方町字嫁坂三七〇番一から同市姫方町字嫁坂三五三番一まで	前	二〇・〇〇～四一・五〇メートル	〇・一二七キロメートル
	後	二〇・〇〇～四八・〇〇メートル	〇・一二七キロメートル

二　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　十号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
曽於市末吉町深川字アドフ田九三九二番地内	前	一三・二〇メートル	〇・〇一五キロメートル
	後	一〇・六〇メートル	〇・〇一五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

三　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　三十四号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鳥栖市田代本町字中尾一一七七番九から同市田代本町字本村一〇二六番一まで	前	一六・五〇～三五・五〇メートル	〇・三八九キロメートル
	後	一八・五〇～三五・五〇メートル	〇・三八九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

四　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　二百八号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
熊本県鹿本郡植木町大字平原字早田三三一番一から同町大字平原字前田四〇五番まで	前	一〇・二〇～一六・四〇メートル	〇・一八三キロメートル
	後	一〇・二〇～二〇・九〇メートル	〇・一八三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十五日　九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	鳥栖市姫方字嫁坂三七〇番一から同市姫方町字嫁坂三三番一まで	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所
三十四号	鳥栖市田代本町字中尾一一七七番九から同市田代本町字本村一〇二六番一まで	〃
二百八号	熊本県鹿本郡植木町大字平原字早田三三一番一から同町大字平原字前田四〇五番まで	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所
二百二十号及び四百四十八	日南市大字宮浦字徳永二六二七番一から同市大字宮浦字徳永二七五〇番まで	九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月二十五日

○北海道開発局告示第四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　関　克己

一　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　二百二十九号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道古宇郡神恵内村大字珊内村字フレベツ一三七番地先から同村大字珊内村字フレベツ一三八番地先まで	前	三六・三〇～四五・三〇メートル	〇・〇三〇〇キロメートル
	後	三七・一〇～四七・一八メートル	〇・〇三〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

二　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　二百四十二号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道足寄郡陸別町字陸別東二条一丁目二番一〇から同町字陸別原野基線三一九番一四まで	前	二八・三九～五六・七六メートル	〇・二〇五キロメートル
	後	二八・三九～三七・九二メートル	〇・二〇五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

三　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　二百七十四号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道沙流郡日高町字千栄一一九番一地内	前	五二・五〇～一一一・〇〇メートル	〇・二五四キロメートル	
		五三・〇〇～一三四・〇〇メートル	〇・二五四キロメートル	
北海道沙流郡日高町字千栄一一九番一から同町字千栄国有林日高森林計画区日高北部森林管理署五〇林班ち小班まで	前 B	一一・〇〇～七八・〇〇メートル	一・二〇九キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 A	二〇・〇〇～六九・〇〇メートル	一・〇五〇キロメートル	
	後 B	一一・〇〇～六二・〇〇メートル	一・二〇九キロメートル	
	後 A	一五・五〇～九六・〇〇メートル	一・〇五〇キロメートル	
北海道沙流郡日高町字千栄国有林日高森林計画区日高北部森林管理署五〇林班ち小班から同町字千栄国有林日高森林計画区日高北部森林管理署五〇林班に小班まで	前	二三・〇〇～八二・〇〇メートル	〇・一一五キロメートル	
	後	四六・五〇～一一八・〇〇メートル	〇・一一五キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部